

京都市訓令甲第 38 号

庁 中 一 般

事 業 所

上 下 水 道 局

教育委員会事務局

京都市用地事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般

事 業 所

上 下 水 道 局

教育委員会事務局

別表総合企画局の項を削り、同表建設局の項の次に次の1項を加える。

上 下 水 道 局	総 務 部 地 域 水 道 課
-----------	-----------------

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)